

ヒロシマ・ナガサキ議定書

- 2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた核不拡散条約(NPT)の補足 - 仮訳 -

核不拡散条約(NPT)締約国の同条約第6条に基づく核軍縮交渉義務の履行を促進するとともに、核兵器の使用と威嚇の違法性を示した1996年の国際司法裁判所の勧告的意見に基づく全ての国の核軍縮義務の履行を促進するため、全ての局面で核軍縮に取り組む包括的な方策の確立を希求し、

核兵器国が核兵器の取得禁止規定から免除されているという核不拡散条約の差別的性質を継続して認めることは、全ての局面で核軍縮を誠実に追求することと相容れないということを考慮し、

1995年の核不拡散条約再検討会議の「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」のとおり、全ての核兵器を廃絶することで国際法下の真の平等の回復を図らねばならない点を鑑み、

第1条 本議定書を締約する核兵器国は、以下の行為を直ちに停止する。

- (1) 核不拡散条約の下で非核兵器国が禁止されている核兵器取得に繋がる活動全般
- (2) 核兵器を自国の軍事政策及びその実践に組み入れる活動全般

当該国は合わせて、全ての核兵器及び兵器に利用可能な核分裂性物質を出来るだけ早期に安全な保管場所に厳重に保管するものとする。

2 本議定書のその他全ての締約国のうち、兵器に利用可能な核分裂性物質を保有する国は、その状況により、本条第1項が核兵器国に対して定めるのと同様の措置をとる。

第2条 本議定書の締約国は、全ての局面での核軍縮に向け、以下の主要な二つの分野について誠実な交渉を行う。

第一分野 本議定書第1条第1項及び第2項による措置を標準化し法制化すること。

第二分野 以下の事項に取り組むこと。

- (1) 全ての核兵器の廃絶及び搬送車両、発射台、指令管理システム等の関連配備システムの廃止
- (2) 生産・試験施設を含む核兵器システムの取得に関わる全ての基盤施設の廃止及び兵器に利用可能な核分裂性物質の全ての在庫の廃棄

2 本条第1項による交渉は、核兵器協定または同様の枠組み合意の設置を目的とする。全ての締約国は、直ちに交渉を開始し、当該目的を達成するまで間断なく交渉を継続しなければならない。なお、交渉終了までの間、当該交渉のための事務局を設置するものとする。

3 本条第1項に規定する第一分野に関する措置については2015年までに、また第二分野に関する措置については2020年までにそれぞれ合意と実施がなされるよう、あらゆる誠実な努力を行うものとする。

4 核兵器協定又は枠組み合意が定める、若しくは見込む措置全般は、厳格かつ有効な国際的統制を受けるとし、また核兵器廃絶が達成された場合にこれを確実に永続できる国際的な機関の設立に備えるものとする。

第3条 本議定書のいかなる規定も、本議定書第2条第4項に規定する国際的機関の設立と運営に向けた協力義務を含む核不拡散条約締約国の核不拡散に向けた義務を軽減するものではない。